

在外選挙人名簿の出国時申請について

申請期間は、国外への転出届提出日から転出予定日当日までです。

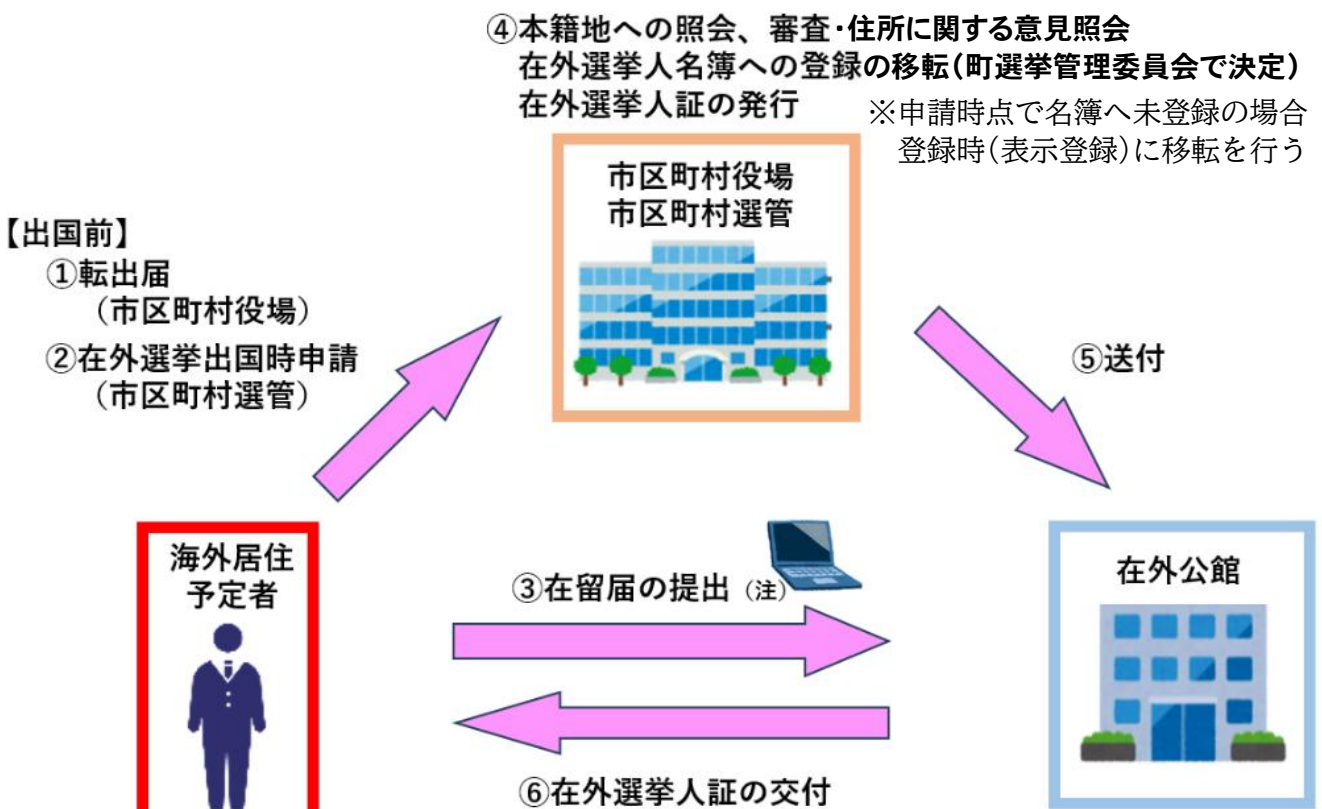
<登録資格の確認>

- ☐ 満18歳以上
- ☐ 日本国籍
- ☐ 鳩山町の選挙人名簿に登録されている（又は登録資格を有している）
※現在登録が無い場合、鳩山町への転入日から3か月経過し、登録資格を有しているか
- ☐ 国外に住所を有する（転出届を提出したか）

<申請に必要なもの>

- ☐ 在外選挙人名簿登録移転申請書（総務省のHPにも掲載あり）
【本人申請の場合】
- ☐ 本人確認書類（旅券・マイナンバーカード・運転免許証・官公庁の身分証など）
【申請者から委任を受けた方の申請の場合】
- ☐ 申請者の本人確認書類
- ☐ 申請者の申出書
- ☐ 委任を受けた方の本人確認書類

<申請から選挙人証交付までのイメージ>



(注) 日本から海外に転出される方は、現地到着の90日前から在留届が提出できます。

国内の最終住所地の市区町村にて転出届を提出した上で、「出国時申請」を行っていない場合「[在外公館申請](#)」が可能となります。